

～三次市水田用自動給水機導入支援事業について～

水田を管理する上で、労働負担が大きく経営上の課題となっている水田の水管理の省力化を図るため、水田用自動給水機の購入費の一部を補助します。

交付対象となる生産者

- 要件①** 市内に居住し、市内の自己所有農地又は利用権設定を行っている水田において、現に農業経営を行っており、今後も継続して水稻を出荷・販売しようとするもの
- 要件②** 個人にあつては、世帯員全員が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税、料等を完納し、法人にあつては当該法人が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税等を完納しているもの

補助金額・補助要件等

水田用自動給水機

- 補助金額:対象経費の5分の1以内(1台につき上限1万円)
※補助金額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる
 - 主な補助要件:①管理する農地の登記面積の合計が30a以上
②メーカーが製造し、一般に販売するもの
- ※いずれも新品のものに限る。
※1経営体につき、1年度あたり3台限りとする。ただし、認定農業者及び認定新規就農者の場合は10台とする。



水田用自動給水機

提出書類(申請時)

- (1) 三次市水田用自動給水機導入支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 営農計画書の写し又は農地の地名、地番、面積及び作物が確認できる書類
- (5) 見積書等補助対象経費を確認できる資料
- (6) 個人情報閲覧に関する同意書

※申請書提出期限 毎年2月末まで

問い合わせ先及び提出先

〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号
三次市役所 産業振興部 農政課 農林振興係
☎:0824-62-6164 FAX:0824-64-0172

